

有害物ばく露防止対策の支援（間接補助金）

令和3年度予算額 1.7億円

- 金属アーク溶接等の作業で発生する溶接ヒュームは、発がん性が認められ、神経機能障害を発生させる。
このため、本年6月の法令改正により、特定化学物質とされ、屋内の溶接作業では、溶接ヒュームのばく露測定結果に応じた呼吸用保護具の選定及び使用等が義務付けられた（令和4年4月1日全面施行）。
- このため、改正特化則の経過措置期間中におけるばく露防止措置を支援し、法令改正を円滑に施行するとともに、法令改正の効果を可能な限り先取りするため、中小企業に対して、溶接ヒュームばく露測定に要する費用の一部を補助する。（間接補助金）



※事業場の規模や金属アーク溶接の作業時間が長さ等を審査の上、競争的に交付決定。

間接補助対象の費用

有害物（溶接ヒューム）ばく露防止対策の実施のために要する費用
上限：1人当たり4万円の1/2、1事業場8万円

※ なお、申請前に実施した溶接ヒュームのばく露測定は、支給対象と
ならないことにご注意下さい。

支給対象：溶接ヒュームのばく露測定（作業環境測定機関
に測定を委託した中小企業事業者）

【金属アーク溶接等作業の例】



【個人サンプリングによる測定】

